

福岡県公報

平成二十七年四月十日
第三千六百八十四号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) ……………一

○福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) ……………五四

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十四号

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年福岡県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号。以下「省令」という。)

及び」を「平成二十六年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第二号。以下「主務省令」という。)、」に改め、「第五十四号」の下に「及び福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年福岡県条例第三十六号)」を加える。

第四条を次のように改める。

(設置の届出等)

第四条 法第十六条の規定による設置の届出又は法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請は、様式第三号により行わなければならない。

第七条を第八条とする。

第六条第一号中「様式第五号」を「様式第八号」に改め、同条第四号中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に、「様式第八号」を「様式第十二号」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「第十条第一項」を「第七条第一項」に、「様式第七号」を「様式第十一号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第三条第一項又は第三項」を「第三条第八項」に、「様式第六号」を「様式第十号」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第三条第六項の規定による認定こども園の認定に係る協議書 様式第九号

第六条に次の四号を加え、同条を第七条とする。

六 法第十七条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の認可通知書 様式第十号

七 法第十七条第四項又は第五項の規定による幼保連携型認定こども園の認可に係る協議書 様式第十四号

八 法第十七条第七項の規定による幼保連携型認定こども園の設置不認可通知書 様式第十五号

九 法第二十二条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可取消通知書 様式第十六号

第五条中「第八条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(変更の届出等)

第五条 次の各号に掲げる変更の届出書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

一 法第十六条の規定による設置者変更の届出書又は法第十七条第一項の規定による設置者変更の認可申請書 様式第四号

二 法第十六条の規定による廃止若しくは休止の届出書又は法第十七条第一項の規定による廃止若しくは休止の認可申請書 様式第五号

三 法第二十九条第一項又は主務省令第十五条第二項の規定による変更の届出書様式第六号

2 主務省令第二十八条第一号の都道府県知事が定める数は、法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員又は同項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の十分の一とする。

3 主務省令第二十八条第二号の都道府県知事が定める変更は、保育に従事する者の増加に係る変更及び保育に従事しない者の増減に係る変更とする。

様式第一号中「児童福祉法第39条第1項に規定する保育に欠ける」や「保育を必要とする」及び「※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第2条に掲げる事業から選択すること。」及び「保護者、職員、地域等に対する事前説明の状況（説明会の開催日、出席者数、説明内容、質疑の概要等）」、「⑬」や「⑭」及び「議事録」の次に「、⑬就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項の基準に係る誓約書（別添第7号）」や「⑮」や「⑯」の（別添第一号）中「利用料」

年齢	短時間利用児	長時間利用児	備考
歳			
歳			
歳			
歳			
歳			
歳			

※① 上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、関係資料を添付すること。

② 保育料以外に負担金等を徴収する予定がある場合にも、関係資料を添付すること。

③ 私立認定保育所の場合にあっては、市町村の保育料が分かる資料を添付するとともに、保育料設定に当たっての考え方を添付すること（様式は自由）。

「利用者負担額

園児が居住する市町村が定める額を毎月徴収する。そのほか、下記の費用を徴収する。

	有	無	内容・理由	金額
上乗せ徴収	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
実費徴収	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		

○ 上乗せ徴収又は実費徴収に関する保護者からの同意の確認方法について

「

※① 上乗せ徴収又は実費徴収を行う場合は、利用者負担額設定に当たっての考え方を添付すること（様式は自由）。

② 上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、関係資料を添付すること。

「⑮」や「⑯」の（別添第一号）中「認定子ども園に固有の事情として配慮を行うこと」や「認定子ども園として配慮している点」及び「⑮」や「⑯」の（別添第一号）を次のように定める。

(別添第 6 号)

施設名	
-----	--

認定こども園における職員研修計画書

	研修実施予定		備考
	園内研修	園外研修	
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			

様式第一号の（別添第六号）の次に次の一様式を加える。

(別添第 7 号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律第 3 条第 5 項の基準に係る誓約書

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊤

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3
条第 5 項による下記の基準を満たしていることを誓います。

記※

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。
- 2 当該申請に係る施設を設置する者 (その者が法人である場合にあっては、経営担当役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。) とする。次号において同じ。) が当該施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 3 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。
- 4 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、第 7 条第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者 (当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第 17 条第 2 項第 7 号において同じ。) 又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人 (以下この号において「役員等」という。) であった者で当該取消の日から起算して 5 年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消の日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)

であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

※ 申請者が学校法人又は社会福祉法人である場合は、上記第1号から第3号までを削除して使用すること。

様式第八号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」とし、「第10条第1項」を「第7条第1項」とし、「第11条第1項」を「第8条第1項」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第七号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」とし、「第10第1項」を「第7条第1項」に改め、同様式を様式第十一号とし、様式第六号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」とし、「施設設置者」を「申請者」とし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の次に「(平成18年法律第77号)」を加え、同様式を様式第十号とし、様式第五号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第 9 号（第 7 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

殿

福 岡 県 知 事 印

認定こども園の認定に係る協議書

次の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 3 条第 項の認定を行うことについて、同条第 6 項の規定に基づき、協議します。

施 設 名		
施 設 の 概 要	設 置 者	
	代表者の氏名	
	施設の所在地	

添付書類

法第 4 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書類

様式第四号中「(第5条関係)」や「(第6条関係)」のほか「運営状況報告書」の次に「(幼保連携型以外)」を加える

「施設設置者」 や

「住所(法人にあっては、

設置者 主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名) 」

報告年月日の前日において保育している子どもの数	満3歳以上	児童福祉法第39条第1項に規定する保育に欠ける子どもの数	児童福祉法第39条第1項に規定する保育に欠ける子ども以外の子どもの数
	満3歳未満		

報告年月日前日において在籍している子どもの数(定員)	満3歳以上	保育を必要とする子どもの数	保育を必要とする子ども以外の子どもの数
	満3歳未満		

* 定員数を()内に記載すること。

ほか「(別添第3号又は別添第3号の2)」のほか「・献立表(1か月分)」や

「(5) 職員研修報告書(別添第5号)」や

「(5) 職員研修報告書(別添第5号)」

(6) 決算書」のほか「回覧表の(回覧表1号)中

「利用料

年齢	短時間利用児	長時間利用児	備考
歳			
歳			
歳			

歳		
歳		
歳		

※① 上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、関係資料を添付すること。

② 保育料以外に負担金等を徴収した場合は、関係資料を添付すること。

「利用者負担額

園児が居住する市町村が定める額を毎月徴収する。そのほか、下記の費用を徴収する。

	有	無	内容・理由	金額
上乗せ徴収	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
実費徴収	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		

○ 上乗せ徴収又は実費徴収に関する保護者からの同意の確認方法について

※① 上乗せ徴収又は実費徴収を行っている場合は、利用者負担額設定に当たつての考え方を添付すること(様式は自由)。

② 上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、関係資料を添付すること。

ほか「回覧表の(回覧表1号)中「認定子ども園に固有の事情として配慮を行ったこと

」や「認定子ども園として配慮した点」

「同一年齢の子どもについて複数のクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。

「同一年齢の子どもについて複数のクラスのクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。

3歳以上児については、()内に「教育及び保育相当時間利用児」を内数で記載すること。

ほか「回覧表の(回覧表5号)中

「実施した研修 参加者」

、同様式の次に次の一様式を加える。

同様の式	同様の式
------	------

に改め、同様式を様式第七号その一とし

様式第 7 号その 2 (第 6 条関係)

幼保連携型認定こども園の運営状況報告書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

設置者 法人の主たる事務所の所在地 (個人にあつては、住所)
 法人の名称 (個人にあつては、氏名)
 法人の代表者の氏名 ㊟

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 1 7 条第 1 項の認可を受けた施設の運営の状況について、次のとおり報告します。

施設の設置者	法人の名称 (個人にあつては、氏名)		
	法人の主たる事務所の所在地 (個人にあつては、住所)		
	法人の代表者の氏名		
施設の名称及び所在地	名 称		
	所 在 地		
報告年月日前日 において在籍している子どもの数 (定員)		保育を必要とする子どもの数	保育を必要とする子ども以外の子どもの数
	満 3 歳以上	(定員 人) 人	(定員 人) 人
	満 3 歳未満	(定員 人) 人	(定員 人) 人

* 定員数を () 内に記載すること。

添付書類 (様式中に記入できない項目については、「別添」として資料を添付すること。)

- (1) 事業報告書 (別添第 1 号)
- (2) 指導報告書 (別添第 2 号)
- (3) 給食提供報告書 (別添第 3 号又は別添第 3 号の 2) ・献立表 (1 か月分)
- (4) 子育て支援事業報告書 (別添第 4 号)
- (5) 職員研修報告書 (別添第 5 号)
- (6) 決算書

(別添第 1 号)

施設名	
-----	--

認定こども園事業報告書

1 幼保連携型認定こども園の目的

2 職員の状況

(1) 園長・副園長・教頭

園 長	氏 名		年齢	生年月日
	(ふりがな)			
	勤務経験			
	幼稚園	保育所	その他 ()	
	年	年	年	
副 園 長	氏 名		年齢	生年月日
	(ふりがな)			
	勤務経験			
	幼稚園	保育所	その他 ()	
	年	年	年	
教 頭	氏 名		年齢	生年月日
	(ふりがな)			
	勤務経験			
	幼稚園	保育所	その他 ()	
	年	年	年	

23												
24												
25												

- ※1 職種は、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、助保育教諭、講師、養護助教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等を記載すること。
- ※2 該当する欄に○を記入し、非常勤職員については、週当りの勤務時間数も記入すること。（時間外勤務分は除く。）
- ※3 該当する欄に○を記入すること。保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、原則として、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者の中から配置すること。該当する資格証等の写しを添付すること。

(3) 提携医療機関

医療機関名	(診療科目：)	
所在地	〒 -	
	TEL	FAX
提携内容		
医療機関名	(診療科目：)	
所在地	〒 -	
	TEL	FAX
提携内容		

医療機関名	(診療科目：)
所在地	〒 — TEL FAX
提携内容	

3 運営状況に関する情報提供

(1) 開示する情報の種類

(2) 情報提供の方法

4 入園する子どもの公正な選考方法

5 特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

6 子どもの健康及び安全を確保する体制

(1) 耐震

(2) 防災

(3) 防犯

(4) 環境衛生（換気、採光、保温など）

(5) 園児及び職員の健康診断

(6) 感染症等への対応

7 自己評価及び外部評価

評価の実施予定	<input type="checkbox"/> 自己評価 <input type="checkbox"/> 自己評価結果を踏まえた保護者・園関係者の評価 <input type="checkbox"/> 外部評価
評価結果の活用方法	

8 苦情解決の担当者

苦情受付担当者職氏名	
苦情解決責任者職氏名	

9 給食提供方法

教育標準時間認定こども	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 業務委託（施設内調理） <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 未実施（食事の対応：
保育認定こども（3歳以上児）	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 業務委託（施設内調理） <input type="checkbox"/> 外部搬入
保育認定こども（3歳未満児）	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 業務委託（施設内調理）

※業務委託契約書、委託仕様書等を添付すること。

(別添第 2 号)

施設名	
-----	--

認定こども園指導報告書

1 教育・保育課程

教育・保育の目標	
各年齢ごとの目標	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
認定こども園として配慮している点	【5歳児】
施設の特徴・工夫している点	

(3) 3号認定

時刻 曜日	7:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月～金								
土								
日								

4 クラス編制と職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員				()	()	()	()
組名							
職員配置							

※同一年齢の子どもについて複数のクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。

満3歳以上児については、()内に「教育及び保育相当時間利用児」を内数で記載すること。

5 環境の構成

各年齢ごとの留意点	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】

6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項目	留意点
特別な配慮を要する子どもの指導	

施設と家庭との連絡・協力体制	
職員間の連絡・協力体制	

7 小学校教育との連携

8 幼保連携型認定こども園の園則（施設運営の重要事項に関する規程）の作成

記載の有無	園則記載事項
<input type="checkbox"/>	1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
<input type="checkbox"/>	2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
<input type="checkbox"/>	3 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
<input type="checkbox"/>	4 利用定員及び職員組織に関する事項
<input type="checkbox"/>	5 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
<input type="checkbox"/>	6 保育料その他の費用徴収に関する事項
<input type="checkbox"/>	7 その他施設の管理についての重要事項

園則：別添のとおり

(別添第 3 号)

施設名	
-----	--

認定こども園における給食提供報告書

1 給食の実施状況

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
給食回数						
給食時間						

2 調理設備

3 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

氏名	資格
----	----

4 調理業務従事者

(1) 人数

(2) 衛生管理の取組み

5 食事計画の作成にあたって工夫した点

6 食育の取組み

7 アレルギー等への配慮

8 離乳食への配慮

(別添第 3 号の 2)

施設名	
-----	--

認定子ども園における給食提供報告書 (外部搬入)

1 調理設備の内容

2 施設の体制

- (1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格
- (2) 献立表の事前確認者
- (3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者
- (4) 検食実施者
- (5) 子どもの嗜好調査の実施者

3 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	認定子ども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町村 ・ その他
献立等について 栄養士による指 導を受けられる 体制の状況	

4 受託業者の適否

- (1) 栄養士の配置状況

(2) 調理業務従事者

	氏名	資格	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施予定

(4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定

5 給食の実施予定

	3 歳児	4 歳児	5 歳児
給食回数 時 間			

6 アレルギー等への配慮

7 食育の取組み

(別添第 4 号)

施設名	
-----	--

認定こども園における子育て支援事業報告書

事 業 名													
事 業 概 要	【内容】												
	【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮や地域の機関・人材等の活用など)												
	【年間延べ利用人数】												
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
	【実施日数及び実施時間】												
	【職員の状況】												
【利用料】													

(別添第 5 号)

施設名	
-----	--

認定子ども園における職員研修報告書

	園内研修	園外研修	備考
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			

様式第三号中「（第 4 条関係）」や「（第 5 条関係）」は、

「施設設置者」 や

「住所（法人にあっては、

設置者 主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、

名称及び代表者の氏名）」

〆〆〆〆 年 月 日 第 〆〆 号で認定を受

けた事項について」や「現在、設置認可を受けている（認定を受けている）認定こども園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項の規定により」

変更事項	変 更 前	変 更 後	や
------	-------	-------	---

認定こども園の種類	幼保連携型・幼稚園型・保育所型・その他の型		
認定こども園の名称			
変 更 日			
変更事項	変 更 前	変 更 後	

に定める

同様式を様式第六号とし、様式第二号の次に次の三様式を加える。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

幼保連携型認定こども園の設置認可申請 (届出) 書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 法人の主たる事務所の所在地 (個人にあつては、住所)
(届出者) 法人の名称 (個人にあつては、氏名)
法人の代表者の氏名

幼保連携型認定こども園を設置運営したい (します) ので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号)

- 第 17 条第 1 項及び同法施行規則第 15 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。
□第 16 条及び同法施行規則第 15 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
□第 34 条第 3 項及び同法施行規則第 15 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

Table with 4 columns and 10 rows for application details including facility name, location, type, and staff numbers.

教育及び保育の目標及び主な内容	【認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念】		
	【教育及び保育のねらい】		
	【教育及び保育の内容の概要】		
	【開園日数・時間】		
	年間開園日数	日	
	教育週数	週	
	開園時間	平日	
		土曜日	
日曜日・祝日			
その他			
休園日			
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの			
添付書類（様式中に記入できない項目については、「別添」として資料を添付すること。） ① 事業計画書（別添第 1 号）、② 指導計画書（別添第 2 号）、③ 給食提供計画書（別添第 3 号又は別添第 3 号の 2）、④ 子育て支援事業計画書（別添第 4 号）、⑤ 園地、園舎その他の設備の規模及び構造（別添第 5 号）並びにその図面、⑥ 建物の検査済証又は検査調書の写し（新築、改築を伴う場合のみ）、⑦ 職員研修計画書（別添第 6 号）、⑧ 子育て支援事業に係る市町村の意見書、⑨ 保険加入証等の写し、⑩ 設置主体の収支予算書及び土地建物の登記事項証明書又は賃貸借等の契約書、⑪ 法人の場合にあっては、役員名（ふりがな）及び生年月日を記載した役員名簿並びに本件申請に係る意思決定の内容が確認できる理事会の議事録、⑫ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 2 項の基準に係る誓約書（別添第 7 号）、⑬ 園則（施設運営の重要事項に関する規程）、⑭ 園長、副園長及び教頭の履歴書			

(別添第 1 号)

施設名	
-----	--

認定こども園事業計画書

1 幼保連携型認定こども園の目的

2 職員の状況

(1) 園長・副園長・教頭

園 長	氏 名	年齢	生年月日
	(ふりがな)		
	勤務経験		
	幼稚園	保育所	その他 ()
	年	年	年
副 園 長	氏 名	年齢	生年月日
	(ふりがな)		
	勤務経験		
	幼稚園	保育所	その他 ()
	年	年	年
教 頭	氏 名	年齢	生年月日
	(ふりがな)		
	勤務経験		
	幼稚園	保育所	その他 ()
	年	年	年

23												
24												
25												

- ※1 職種は、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、助保育教諭、講師、養護助教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等を記載すること。
- ※2 該当する欄に○を記入し、非常勤職員については、週当りの勤務時間数も記入すること。（時間外勤務分は除く。）
- ※3 該当する欄に○を記入すること。保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、原則として、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者の中から配置すること。該当する資格証等の写しを添付すること。

(3) 提携医療機関

医療機関名	(診療科目：)
所在地	〒 - TEL FAX
提携内容	
医療機関名	(診療科目：)
所在地	〒 - TEL FAX
提携内容	

医療機関名	(診療科目：)
所在地	〒 — TEL FAX
提携内容	

3 運営状況に関する情報提供

(1) 開示する情報の種類

(2) 情報提供の方法

4 入園する子どもの公正な選考方法

5 特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

6 子どもの健康及び安全を確保する体制

(1) 耐震

(2) 防災

(3) 防犯

(4) 環境衛生 (換気、採光、保温など)

(5) 園児及び職員の健康診断

(6) 感染症等への対応

7 自己評価及び外部評価

評価の実施予定	<input type="checkbox"/> 自己評価 <input type="checkbox"/> 自己評価結果を踏まえた保護者・園関係者の評価 <input type="checkbox"/> 外部評価
評価結果の活用方法	

8 苦情解決の担当者

苦情受付担当者職氏名	
苦情解決責任者職氏名	

9 給食提供方法

教育標準時間認定子ども	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 業務委託 (施設内調理) <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 未実施 (食事の対応: _____)
保育認定子ども (3歳以上児)	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 業務委託 (施設内調理) <input type="checkbox"/> 外部搬入
保育認定子ども (3歳未満児)	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 業務委託 (施設内調理)

※業務委託契約書、委託仕様書等を添付すること。

(別添第 2 号)

施設名	
-----	--

認定こども園指導計画書

1 教育・保育課程

教育・保育の目標	
各年齢ごとの目標	【6 か月未満児】
	【6 か月から 1 歳 3 か月未満児】
	【1 歳 3 か月から 2 歳未満児】
	【2 歳児】
	【3 歳児】
	【4 歳児】
認定こども園として 配慮している点	【5 歳児】
施設の特徴・工夫し ている点	

(3) 3号認定

時刻 曜日	7:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月～金								
土								
日								

4 クラス編制と職員配置

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	満 3 歳児
定 員				()
組 名				
職員配置				
	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定 員	()	()	()	()
組 名				学級
職員配置				

- ※ 各学級ごとに定員数（35名以下）及び職員配置について記入すること。
- ※ 満3歳以上児については()内に「教育及び保育相当時間利用児」を内数で記載すること。
- ※ 年齢は年度の初めの日の前日の年齢とし、満3歳以上児については同年齢で学級を編成することを原則とする。
- ※ 学級担任は専任職員とすること。

5 環境の構成

各 年 齢 各 ご っ の 留 意 点	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】

6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項目	留意点
特別な配慮を要する子どもの指導	
施設と家庭との連絡・協力体制	
職員間の連絡・協力体制	

7 小学校教育との連携

8 幼保連携型認定こども園の園則（施設運営の重要事項に関する規程）の作成

記載の有無	園則記載事項
<input type="checkbox"/>	1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
<input type="checkbox"/>	2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
<input type="checkbox"/>	3 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
<input type="checkbox"/>	4 利用定員及び職員組織に関する事項
<input type="checkbox"/>	5 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
<input type="checkbox"/>	6 保育料その他の費用徴収に関する事項
<input type="checkbox"/>	7 その他施設の管理についての重要事項

園則：別添のとおり

(別添第 3 号)

施設名	
-----	--

認定こども園における給食提供計画書

1 給食の実施状況

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
給食回数						
給食時間						

2 調理設備

3 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

氏名 資格

4 調理業務従事者

(1) 人数

(2) 衛生管理の取組み

5 食事計画の作成にあたって工夫した点

6 食育の取組み

7 アレルギー等への配慮

8 離乳食への配慮

(別添第 3 号の 2)

施設名	
-----	--

認定子ども園における給食提供計画書 (外部搬入)

1 調理設備の内容

2 施設の体制

(1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

(2) 献立表の事前確認者

(3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者

(4) 検食実施者

(5) 子どもの嗜好調査の実施者

3 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	認定子ども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町村 ・ その他
献立等について 栄養士による指 導を受けられる 体制の状況	

4 受託業者の適否

(1) 栄養士の配置状況

(2) 調理業務従事者

	氏名	資格	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施予定

(4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定

5 給食の実施予定

	3 歳児	4 歳児	5 歳児
給食回数 時 間			

6 アレルギー等への配慮

7 食育の取組み

(別添第 4 号)

施設名	
-----	--

認定こども園における子育て支援事業計画書

事業名	
事業概要	【内容】
	【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮や地域の機関・人材等の活用など)
	【対象】
	【実施日数及び実施時間】
	【職員の状況】
	【利用料】

(別添第 5 号)

施設名	
-----	--

園地、園舎その他の設備の規模及び構造

1 建物及び園庭の規模及び構造

建物の構造				<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物
室名	室数	面積 (㎡)	階数	備 考
乳 児 室				
ほ ふ く 室				
保 育 室 (上段 3 歳未満児) (下段 3 歳以上児)				
遊 戯 室				
調 理 室				
調 乳 室				
沐 浴 室				
保 健 室				
職 員 室				
図 書 室				
会 議 室				
便 所				(大 器、小 器)
職 員 用 便 所				(大 器、小 器)
子育て支援事業用室				
そ の 他				
合 計				
園 庭				

- (注) 1 建物が複数ある場合は、建物毎に本表を作成すること。
 2 室名は適宜変更して差し支えないこと。ただし、その場合は用途を備考欄に記入すること。
 3 各階平面図及び敷地内地図を添付のこと。
 4 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積は有効面積を記載すること。

2 設備

(1) 備えるべき設備等

設備名	設置の有無	数 量	設置基準
飲料水用設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		備えるべき設備
手洗用設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		備えるべき設備
足洗用設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		備えるべき設備
放送聴取設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		努力義務
映写設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		努力義務
水遊び場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		努力義務
園児清浄用設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		努力義務

(2) その他の設備

備品名	数量	備品名	数量	備品名	数量
(乳児室備品)		(保育室備品)		(給食用備品)	
室内滑り台		ストーブ			
椅子ブランコ		扇 風 機			
歩 行 器					
手 押 車					
ベ ッ ド					
(消防用備品)				(医療品等)	
消火器				体 重 計	
火災報知器				身 長 計	
				体 温 計	
				巻 尺	

3 土地建物の権利関係

(1) 土地 自己所有 賃貸 (相手方氏名)
月額賃料 円 (管理費 円)

(2) 建物 自己所有 賃貸 (相手方氏名)
月額賃料 円 (管理費 円)

4 飲料水

上水道 井戸水 その他 ()

* 飲料水の水質検査証の写しをつけること。

(別添第 6 号)

施設名	
-----	--

認定こども園における職員研修計画書

	研修実施予定		備考
	園内研修	園外研修	
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			

(別添第 7 号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律第 1 7 条第 2 項の基準に係る誓約書

申請者 法人の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）

法人の名称（個人あつては、氏名）

法人の代表者の氏名 ㊟

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 1 7 条第 2 項による下記のいずれにも該当していないことを誓います。

記

- 1 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第 2 2 条第 1 項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第 2 2 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第 1 9 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 2 2 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 1 0 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

- 6 申請者が、認可の申請前 5 年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 7 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第 1 号、第 2 号又は前号に該当する者
- ハ 第 2 2 条第 1 項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）
- ニ 第 4 号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前 6 0 日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないもの

様式第 4 号（第 5 条関係）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請（届出）書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

設置者（変更前）

法人の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）

法人の名称（個人にあつては、^{ふりがな}氏名）

法人の代表者の^{ふりがな}氏名 ㊟

（変更後）

法人の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）

法人の名称（個人にあつては、^{ふりがな}氏名）

法人の代表者の^{ふりがな}氏名 ㊟

下記の幼保連携型認定こども園について、設置者を変更したい（します）ので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 1 7 条（第 1 6 条）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 1 8 条の規定により、下記のとおり、申請します（届け出ます）。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の時期
- 4 幼保連携型認定こども園の認可（届出）事項の変更内容
（目的・所在地・園地、園舎等、園則、経費の見積り及び維持方法）

様式第 5 号 (第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園廃止 (休止) に係る申請 (届出) 書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

設置者 法人の主たる事務所の所在地 (個人にあつては、住所)

法人の名称 (個人にあつては、^{ふりがな}氏名)

法人の代表者の^{ふりがな}氏名 ㊟

幼保連携型認定こども園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 1 8 年法律第 7 7 号)

- 第 1 6 条の規定により廃止 (休止) しますので、次のとおり届け出ます。
- 第 1 7 条第 1 項の規定により廃止 (休止) したいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 園児の処置方法
- 4 廃止の期日又は休止の予定期間
- 5 財産の処分 (廃止の場合のみ)

様式に次の四様式を加える。

様式第 1 3 号 (第 7 条関係)

幼保連携型認定こども園の設置 (廃止・休止・設置者の変更)

認可通知書

文 書 番 号
年 月 日

申 請 者 殿
(設 置 者)

福 岡 県 知 事 印

年 月 日付けで申請の<施設名>の設置 (廃止・休止・設置者の変更) について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、認可したので通知します。

施設の名称及び所在地	
設置者	
設置 (廃止・休止・設置者の変更) 年月日 (期間)	

様式第 1 4 号 (第 7 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

殿

印

幼保連携型認定こども園の認可に係る協議書

次の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 1 7 条第 1 項の認可を行うことについて、同条第 項の規定に基づき、協議します。

施 設 名		
施 設 の 概 要	設 置 者	
	代表者の氏名	
	施設の所在地	

添付書類

※設置の認可の場合

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「規則」という。）第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書類

※廃止又休止の認可の場合

規則第 17 条に掲げる事項を記載した書類

※設置者の変更の認可の場合

規則第 18 条に掲げる事項を記載した書類

様式第 1 5 号 (第 7 条関係)

幼保連携型認定こども園の設置不認可通知書

文 書 番 号
年 月 日

申 請 者 殿

福 岡 県 知 事 団

年 月 日付けで申請の<施設名>は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 1 7 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり認可をしない旨通知します。

記

施設の名称及び所在地	
認可を行わない理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日（福岡県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する福岡県知事の決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第 1 6 号 (第 7 条関係)

幼保連携型認定こども園の設置認可取消通知書

文 書 番 号
年 月 日

設 置 者 殿

福 岡 県 知 事 団

年 月 日付けで認可した<施設名>は、下記の理由により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消します。

施設の名称及び所在地	
認可を取り消す理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日（福岡県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する福岡県知事の決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十五号

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則（昭和二十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第十号及び第十一号を削り、同条第十二号中「第四十六号」を「第四十四号」に改め、同条を同条第十号とし、同条第十三号中「第四十七号」を「第四十五号」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第十四号中「第四十八号」を「第四十六号」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第十五号中「第四十九号」を「第四十七号」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十六号中「第五十号」を「第四十八号」に改め、同条を同条第十四号とし、同条の次に次の二号を加える。

十五 病児保育事業開始届出書（法第三十四条の十八第一項）（様式第四十九号）

十六 病児保育事業変更届出書（法第三十四条の十八第二項）（様式第五十号）

第三十八条第十七号を次のように改め、同条第十八号及び第十九号を削る。

十七 病児保育事業廃止（休止）届出書（法第三十四条の十八第三項）（様式第五十一号）

様式第四十四号及び様式第四十五号を削り、様式第四十六号を様式第四十四号とし、様式第四十七号から様式第四十九号までを二号ずつ繰り上げ、様式第五十号を様式第四十八号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第 4 9 号 (第 38 条関係)

年 月 日

福岡県知事 殿

名 称
代表者氏名

印

病児保育事業開始届出書

次のとおり、児童福祉法第 6 条の 3 第 1 3 項に規定する病児保育事業を開始しますので、同法第 3 4 条の 1 8 第 1 項の規定に基づき届け出ます。

事業の種類	
事業の内容	※1

経営者氏名 (法人の名称)	
経営者住所 (主たる事務所の所在地)	

職 員	職員数 名 (常勤 名 非常勤 名) (氏名、生年月日、常勤・非常勤の別、職務の内容、資格の有無※2、経歴を別紙に記載)		
事業区域	※3		
施設の名称			
施設の種類	※4		
施設の所在地		利用定員	人
面積及び構造	施設の面積 m^2 保育室 m^2 [1人当たり m^2] (乳児室 m^2 [1人当たり m^2]) 観察室又は安静室 m^2 [1人当たり m^2] その他 m^2 建物の構造 造 階建 (平面図を添付)		
設 備	ベビーベッド 台 遊具 () その他 ()		
事業開始予定年月日	年	月	日

条例、定款その他の基本約款	(書類を添付)
---------------	---------

- ※1 事業内容を簡潔に記載の上、事業計画書及び収支予算書を添付してください。
ただし、インターネットを利用して内容を確認できる場合は、URL等を記載してください。
- ※2 資格を証明する書類(保育士証など)の写しを添付してください。
- ※3 「事業区域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。
- ※4 「病院」、「診療所」、「保育所」、「認定こども園」、「単独施設」、「その他」のいずれかを記載してください。

様式第 5 0 号 (第 38 条関係)

年 月 日

福岡県知事 殿

名 称

代表者氏名

印

病児保育事業変更届出書

次のとおり、児童福祉法第 6 条の 3 第 1 3 項に規定する病児保育事業の届出事項に変更が生じたため、同法第 3 4 条の 1 8 第 2 項の規定に基づき届け出ます。

変 更 事 項 の 内 容	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 理 由	
変更年月日	年 月 日
注意事項 1 変更届は変更の日から 1 か月以内に届け出ること。 2 開始届添付書類のうち変更が生じた書類をすべて添付すること。	

様式第五十一号を次のように改め、様式第五十二号及び様式第五十三号を削る。

様式第 5 1 号 (第 38 条関係)

年 月 日

福岡県知事 殿

名 称
代表者氏名

印

病児保育事業廃止 (休止) 届出書

次のとおり、児童福祉法第 6 条の 3 第 1 3 項に規定する病児保育事業を廃止 (休止) します。同法第 3 4 条の 1 8 第 3 項の規定に基づき届け出ます。

経 営 者 氏 名 (法人の名称)	
経 営 者 住 所 (主たる事務所の所在地)	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
事業廃止 (休止) 年 月 日	年 月 日
廃止 (休止) 理由	
現に便宜を受けて いる児童に対する 措置	
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。